第十八号様式　（平20内府令47・全改、平21内府令78・平24内府令64・平26内府令７・平26内府令49・令元内府令２・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(1)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】(2)	
【発行登録書の提出日】	年　月　日
【発行登録書の効力発生日】	年　月　日
【発行登録書の有効期限】	年　月　日
【発行登録番号】	
【発行予定額又は発行残高の上限】	円
【発行可能額】	円
【効力停止期間】(3)	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、　　年　月　日（提出日）から　　年　月　日までである。
【提出理由】(4)	
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

（記載上の注意）

(1)　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、訂正発行登録書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(1)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑵　発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している外国投資証券の形態（法第２条第１項第11号に掲げる投資証券に類するもの、外国新投資口予約権証券、外国投資法人債券（短期外債を除く。）、短期外債の別等）を記載すること。

⑶　効力停止期間

法第27条において準用する法第23条の５第２項の規定の適用を受けない場合には、「該当なし」と記載すること。

⑷　提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載する。

(a)　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。

(b)　発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。

(c)　発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

(d)　発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

(e)　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。

(f)　その他記載事項の変更があったこと。

⑸　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

⑹　発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。